

悪質商法とたたかう

手段はまだある

おいしい話にひっかかってしまったAさん、B子さん、Cさん。解決の手段を考えてみよう。

手段 その3 消費者契約法で契約を取り消せるか

クーリング・オフや中途解約できなかつたケースをチェックしてみよう。

次の場合は取り消せます。

1. ウソの情報を与えられた場合
2. 消費者に不利益な情報が提供されない場合
3. 不確実な情報を確実な情報として告げられた場合
4. 勧誘の場所から出ていかない、又は出て行かせない場合

Cさんは1〜4に該当するだろうか？

私の場合は

だから取り消せるはず。



消費生活センターに相談しよう！

手段なし

雲隠れしちゃって、どうしようもないよ。

ネット取り引きは慎重に

手段 その1 クーリング・オフできるか

- ①ワーク10のAさん・B子さん・Cさんのケースを読み取り、チェックシートの()に記入しよう。
- ②チェック内容に合致したら、□にチェック√を付けよう。
- ③クーリング・オフができるかどうか判定しよう。

クーリング・オフ チェックシート (今日の日付 8月8日)					
	Aさん	B子さん	Cさん	チェック内容	
1	どこで (契約場所)	喫茶店	☑ ()	☐ ()	☐ 業者の店舗や営業所など以外であること
2	何を (契約対象)	()	()	()	次のどちらかに該当すること(訪問販売、キャッチセールス等の場合) ①クーリング・オフ適用除外商品・サービスではないこと ②契約対象が政令指定消費品の場合は、使用・消費していないこと
3	使用・消費したか	未使用	使用した	()	は、使用・消費していないこと
4	いつ (契約日)	8月1日	☐ 7月30日	☐ 8月1日	☐ 契約書面の受領日から8日以内であること 連鎖販売(マルチ商法)、内職商法は20日以内
5	いくらで (金額)	()	☐ ()	☐ ()	☐ 3,000円未満の現金取引ではないこと
6	取引形態は (商法名)	()	☐ ()	☐ ()	☐ 通信販売でないこと
7	誰が (契約者)	()	本人	本人	☐ 父母(法定代理人)の同意を得ないで行った未成年者の契約は取り消せる

すべて☑ならクーリングオフできる

クーリング・オフができるものを○で囲む
Aさん B子さん Cさん
すぐ通知書を送ろう

クーリング・オフができないものを○で囲む
Aさん B子さん Cさん
手段その2へ行く

クーリング・オフ
解約の通知書を送ることで理由を説明することなく一方的に無条件で解約できる。返金請求もできる。

販売目的を告げずに連れて行かれたり、呼び出されたなどの場合は、店舗や営業所でもクーリング・オフできる。

・クーリング・オフの適用を除外する商品・サービスの例
自動車販売 自動車リース 政令指定消費品 葬儀 電気・ガス・熱の供給サービス 携帯電話など通信に関するもの 株式会社以外が発行する新聞の販売など
・政令指定消費品
健康食品 不織布・織物 コンドーム・生理用品 防虫剤・防臭剤 化粧品・石けん・洗剤 履き物 壁紙 配置業等
*政令指定消費品でない商品も使用した場合でもクーリング・オフができる。

取消は未成年者本人、法定代理人(父母)のどちらからでも行える。ただし、未成年者が詐術を使った場合は保護されないことがある。

次の見本を見て、内容証明郵便の文面を作ってみよう。



手段 その2 8日過ぎても、利用しても、中途解約できるか

特定継続的役務提供の指定7業種は中途解約権があります。

- 美容医療 結婚相手紹介サービス パソコン教室 家庭教師 学習塾 語学教室 エステティック

解約に応じたくない時は

手段 その4 少額訴訟に踏み切るか

少額訴訟を利用するためには

- ① 裁判による請求額が60万円以下
- ② 被告が少額訴訟手続きに異議がない
- ③ 利用回数制限(年10回)を超えないこと